

委員名	所属	1. 条例の形について	2. その理由
岡田 昌也	しが盲ろう者友の会	② 条例が別々に必要	手話は日本語と同様に文法を持った言語であり、聴こえない聴覚障害者にとってとても大切なもの。手話言語条例は別にして欲しい。 手話言語条例と情報コミュニケーション条例はどちらも大切であり、それぞれの条例が必要だと思う。 他の障害の人も何かの理由で聴こえなくなった時、コミュニケーションに悩んでしまうと思うが、手話があればコミュニケーションをとることができるし、私たちが助けることができる。
奥村 信満	近江八幡市福祉保険部 障がい福祉課	① 一体化した条例が必要	ろう者の皆さんは、手話が独自の言語体系や歴史的背景を有する文化的所産であり、心豊かな日常生活や社会生活を営むために大切に受け継がれてきた言語であることから、手話は言語であるということを明確に定める必要があると手話言語条例を単独で制定したいと考えられている気持ちは十分に理解することができる。 近江八幡市では、手話言語条例を制定したが、情報コミュニケーション条例の制定ができていないことから、聴覚障がい者についての情報コミュニケーション保障についての取り組みは一定進んできているものの、聴覚障がい以外の視覚障がい・音声言語障がい・知的障がい・発達障がい等の皆さんの情報コミュニケーション保障に向けた取り組みは遅れており、反省している現状がある。 このため、手話言語条例と情報コミュニケーション条例は、一体化にし、別々にしろ、同時期に制定（一緒にスタート）する必要があると考える。 しかし、一方では、手話は言語であるものの情報コミュニケーションのための一つのツールでもあることから、情報コミュニケーション条例の中に含めても良いのではという考え方も成り立つ。 以上のことから、手話言語と情報コミュニケーションを一体化した条例を制定することで構わないと考えるが、ろう者の皆さんの思いを尊重のうえ、条例の中で手話は言語であるということを明言し、手話に関することは別の章立てとし、条例の名称に手話言語という文言を入れることを前提としてほしいと考える。
織田 千瑛	滋賀県手をつなぐ育成会 しが本人の会なかよし会	① 一体化した条例が必要	・参考資料2を見た結果、一体型と別立型の内容が一緒のため、分ける必要がないと思う。 ・手話の条例をつくるのであれば、知的障害のことも少し加えてほしい。 ・一体型と別立型のどちらにするかで、長いこと時間をかけて話すのも大事だと思うが、内容のほうで時間をとったほうが良いと思う。
川本 航平	JDDnet滋賀	② 条例が別々に必要	発達障害関係者の立場からすれば、情報コミュニケーション条例が単独である方が分かりやすいです。しかし別々に議論することで条例の制定が遅れるくらいなら、一体化した条例の方が良いとも思います。ですので「どちらが正解とは言い切れない」のが正直な所です。 以下は、この委員会についての私の問題意識です。 そもそも「条例を一体化するか別々にするか」は、これ以上時間をかけて議論するべきではないと考えます。 この委員会は、県の障害者施策推進協議会が専門的技術的課題の調査検討および連絡調整を行うために設置したものです（協議会の運営要綱より）。 専門的課題の調査検討とは何でしょうか。委員の多くは、それぞれの障害関係団体を代表して来られています。各障害の当事者や関係者の意見を言えることこそが、各委員の専門性だと思います。この委員会では、様々な障害、様々な障害者の目線から、専門的な意見がたくさん出されるような議論をしていきたいです。 最後に。歴史的な経緯も考えると、「手話言語条例が必要」という意見は最大限、尊重されるべきだと考えます。もし手話が現在も迫害されているとすれば、情報コミュニケーションの議論をすること自体、関係者の方に「手話が軽視されている」という印象を与えることでしょう。 私は手話については専門外ですので、この議論は他の方や事務局にお任せして、あくまで発達障害関係者の目線から意見を申し上げます。
崎山 美智子	滋賀県手をつなぐ育成会	① 一体化した条例が必要	一体化を薦めている各委員ともに手話言語を認めていない訳ではなく、今回のコミュニケーション条例という「大きな括りで考えていきましょう」というご意見だと思います。 手話言語に特化してしまうと、言語を持たない重度の知的障がい者が否定されてしまうのではと不安になります。手話だけでなく、点字もあり、他のコミュニケーション手段も無視できません。 一体化になると手話が薄まるという事よりも一体型は、個々の条例よりも細やかな所まで行き届くようにすれば良い事と考えます。薄まるというのではなく、積み重ねて厚いものになるのではないのでしょうか。 委員会でもお話ししましたが、県として、誰人も取り残さないという姿勢を貫いて頂きたい。
佐藤 信吾	滋賀県大人の発達障害者の会 niwaniwa	① 一体化した条例が必要	障害者権利条約の第二条には、『この条約の適用上、「意思疎通(コミュニケーション)」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。』と定義されている。 つまり、障害者権利条約において、「言語」は「コミュニケーション」の中に含まれると定義されており、「手話」は「言語」であるとも定義されている。このことから、「手話はコミュニケーションとは別である」という一部の意見や主張は不合理で理解し辛い。 「障害種別の隔てなく」「障害のある人もない人も」「共に生きる社会を作る」という「共生社会づくり」の観点からも、一体化した条例が望ましい。

委員名	所 属	1. 条例の形について	2. その理由
宿谷 辰夫	滋賀県中途失聴難聴者協会	② 条例が別々に必要	<p>まず、今回の設問による二者択一により、どちらかの項目を選択しなければならないこと自体は、中途失聴・難聴者団体にとっては非常に苦悩するところであり、行政が条例を一本成立させることの困難も理解しているため、踏み絵の前に立たされているような心境であることをご理解願いたい。</p> <p>以前にも意見として申し上げた通り、条例が県の政策に反映され、県民の間に幅広く浸透されていくことが重要であって、一体型であろうと単独型であろうと目的が達成されるのであれば、基本的には問題はないと考えている。障害者基本法の基本的な理念にのっとり、すべての県民が、情報アクセス及びコミュニケーションの困難の有無によって分け隔てられないことがない共生社会を実現するため、これらを保障する施策に関し基本理念を定め、県、市町等の責務を明らかにするとともに、障害者の地域生活と社会参加の支援等のための具体的な施策を総合的にかつ計画的に推進することが出来れば、ろう者による言語の選択権、手話言語の研究と保存という目的も守られ、「手話」が条例の中でしっかりと位置付けられるであろうとの考え方も崩してはいない。</p> <p>中途失聴・難聴者に限って言えば、全日本難聴者・中途失聴者団体連合会が実施した調査によると、国民全体に占める難聴者の割合は7.2%、そのうちの約70%は音声、補聴器、人工内耳等で日常のコミュニケーションを維持していると考えられ、手話を会話の手段としているのは3.0%である。新しい条例の中で①残存聴力を活用出来る環境づくり、②視覚情報の活用を促すための体制・この2点に関する取り組みが、他の障害をお持ちの皆様への合理的配慮と共に実施されればと願っている。</p> <p>しかしながら、結論としては、難聴団体にとって70年来の活動のパートナーであり、聴覚障害者運動の先駆者である、ろう団体が別立てとして「手話言語条例」単体の成立を最重要課題として掲げている以上、この思いを支援し実現することが私共の団体の責務と考えている。</p>
関根 千佳	ユーディット 同志社大学政策学部	① 一体化した条例が必要	<p>手話は音声言語や点字と同じく、一つの言語であり、コミュニケーションツールの一つである。聴覚障害者は、他の障害と同様に、情報保障を受ける権利がある。しかし、それは、手話のみにとどまらず、PC要約筆記などの文字情報も含めて検討されるべきである。聴覚障害者の中で、手話を主言語とする人だけが、情報保障の対象ではない。中途失聴の方、盲ろうの方で先に盲になった方などは、手話だけでは情報保障を受けることができない。手話だけの条例を設けることで、手話以外の情報提示を必要とする聴覚障害者を置き去りにすべきではない。</p> <p>情報というものが、それぞれのニーズにおいてカスタマイズされて受発信されるべきというのは、世界では数十年前からの常識となっている。それらは法制化されているものも多いが、その中で手話だけに特化したものはほとんどない。あらゆる情報は、その状態や年齢、識字能力などに応じて、個別にデザインされ、提示されるべきものだからである。手話はあくまでその中の選択肢の一つなのだ。</p> <p>現在、手話が主言語の方も、自身の高齢化により、目が見えなくなったり、脳血管障害でマヒが残って手話ができなくなる日が来ることを理解し、あらゆる形式での情報保障を自らの未来のために準備すべきである。条例を分けることは、関連する障害者の数を減らし、聴覚障害者を孤立させることにしかならない。</p> <p>もし、別々に作るのであれば、手話抜きの情報コミュニケーション条例を先に作り、手話だけ別に後から作るべきである。対象人数が多い方を優先するのは当然だからである。それが受け入れられないようであれば、他の障害者団体との協業は困難であろう。むしろ手話言語法の制定を先に行うべきであり、条例にこだわるべきでない。</p> <p>高齢化の進む滋賀県で、どんな障害でも、何歳になっても、きちんと必要な情報が受発信できる未来のため、そこにこれから生きる子どもたちのために、手話を含む情報コミュニケーション条例の制定を望むものである。</p>
中西久美子	滋賀県ろうあ協会	② 条例が別々に必要	<ul style="list-style-type: none"> ・情報・コミュニケーション(アクセシビリティ)の環境整備は、「見る、読む、書く、聞く、話す」ことをより豊かにするが、日本社会では日本語(音声言語)が前提の保障、中心的手段となって整備されていきがち。 ・ろう児・者以外の障害者の言語は日本語(音声言語)で、言語権が問題になることはない、コミュニケーションの方法について整備を図ることで対応が可能。手話言語を使うろう児・者には言語権の平等という前提が成り立たない。 ・そのため、手話言語によるアクセシビリティは、あるところのないところの差が生じやすくなる。 ・言語権の確立(人権確立)の問題とコミュニケーション支援(福祉施策)の問題を同列に置くことはできない。 ・このことを考慮すると「手話言語条例」が必要である。 <p>※パワーポイントを作成しましたので、委員への配布をお願いします。</p>
西村 武	滋賀湖声会	① 一体化した条例が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・手話言語も網羅されて一体化されれば、より県民の皆さんにも浸透できるのではないか。 ・余談かもしれませんが、「働き方改革」で事務局の皆さんも大変だと思う。
林 優子	多賀町福祉保健課	① 一体化した条例が必要	<p>この小委員会に出席させていただき、各委員のみなさまのご意見をお伺いし、また専門の講師様からのお話を聞かせていただき、手話言語をはじめ人と人が意思疎通を交わす手段は様々な方法があり、県内における状況やいろいろな課題があることも分かりました。</p> <p>滋賀県では、障がいのある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現をめざし「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が制定されました。本条例も、障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進、手話が言語であることの普及や普及施策の総合的な推進を含め、共生社会の実現を目指すものであると理解しており、手話言語と情報コミュニケーションを一体化した条例が必要と考えます。</p> <p>また、本条例が県で制定された後、県内各地の市町でも条例制定に向けた動きとなった場合も、一体化した条例である方がスピード感を持って推進しやすいのではないかと考えます。</p>

委員名	所 属	1. 条例の形について	2. その理由
堀井 新兵衛	滋賀県難病連絡協議会	① 一体化した条例が必要	<p>当難病連絡協議会としては膠原病、リュウマチ、スモン病、筋無力症、パーキンソン病、ALS、腎臓病、網膜色素変性症、脊柱靱帯骨化症の病種の方が所属して頂いておりますが、現在手話の直接必要な方は表面上は少ないようですが、難病の方は表に出るのを止められて、自宅に閉じ込められるか、ハンセン病のように隔離生活されるケースもあったように聞いております。この誤った考え方がいまだに根強く残り潜在的にまだ表に出て日常活動を十分に出来てない方がおられるようです。加えて症状が進行していくと外へも接触しにくいこともあります。</p> <p>各個人の伝達方法の重要な会話の補助としての手話の普及を図る等、然るべき施策によって日の当たる場所へ出て頂けるのではないかと思います。</p> <p>そのような意味でも、手話言語と情報コミュニケーションは一緒に考えて頂きより効率の高い方法を協議してより良い社会の構築にお互いが知恵を出し合って貢献していきたいものです</p>
山野 勝美	滋賀県視覚障害者福祉協会	① 一体化した条例が必要	<p>滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の目的および条例の前文「滋賀の地に県民の共感と連帯、そして共同による共生社会を実現する」という立場からも一体化した条例が必要と考えます。</p> <p>また、意思疎通のための多様な手段を保証するとともに、すべての障害者を対象とし、障害による意思疎通手段を区別するべきではないという立場からも条例の一体化が必要と考えます。</p>
山本 廣美	滋賀県手話通訳問題研究会	② 条例が別々に必要	<p>手話言語条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に関する基本理念を定め、手話施策の推進に必要な基本的事項を定めることを目的としています。手話を学ぶ機会の確保等、手話を用いた情報発信等、手話通訳者等の派遣体制の整備、学校における手話の普及等が含まれます。手話は長い間言語として認知されることなく、排除されてきた不幸な歴史があり、特に、滋賀は口話教育主義の先頭になった県であります。そのことは手話、手話を使う人たちが差別を受けてきた歴史です。2006年障害者権利条約「言語には手話その他の非音声言語を含む」、2011年障害者基本法「言語に手話を含む」と明記され、私たちは大きな1歩であると喜びました。条約、法律で示された「手話は言語である」意味がここ滋賀で政策として実行されるためには県条例が必要と考えます。滋賀県ろうあ協会及び関係団体では署名活動をし2016年に14,275筆を提出しました。手話言語条例制定は私たち県民の願いです。</p> <p>仮に一体化してしまうと、滋賀県の歴史や状況から、共生社会の実現、障害の特性に応じた意思疎通支援手段の利用の促進が進む中、手話が言語として認知され、普及することが広まらないのではないかと心配します。一人も取り残さない条例作りをするためには別立てが良いと思います。</p>
吉田 久美子	全国要約筆記問題研究会 滋賀支部	① 一体化した条例が必要	<p>聴覚障害者関連団体の一員として、また過去に勤務していた職場において、多くのろう者たちとお会いしてきました。その体験から手話を使ってコミュニケーションをとる人たちにとっての手話と、手話でのコミュニケーションが図れないため、手話通訳を介して意思疎通をはかる者とは、手話の存在意味が異なると個人的には思っています。それゆえ、2つの面からとらえる別立ての条例がわかりやすいものと思っておりました。</p> <p>しかしながら、要約筆記は手話を使わない人(手話を覚える、使う環境もなく手話を習得していない人)を対象にしており、要約筆記の担い手集団としては、社会において認知、理解が進んでいない難聴者・中途失聴者及び要約筆記の啓発を優先的に進めるべきであろうと考え、一体化した条例が必要という方針に変更させていただくことにいたしました。</p> <p>そして令和2年1月5日(日)、全要研 滋賀支部の役員会を開催しました。役員会では、議題にこの問題を取りあげ、役員とも話あった結果、いずれの障害も社会に理解されていない現状を、より早く啓発していけるよう具体策に取りかかることが急務であり、一体化した条例であっても、その思いや願いが盛り込めるように協議すればよいのではないかと結論に至りました。よって①を選択いたしました。</p>

① 一体化した条例が必要 10

② 条例が別々に必要 5